

広域振興局地域人づくり事業 実施要領

(目的)

第1条 広域振興局地域人づくり事業（以下「本事業」という。）は、京都府が、各地域の実情に即した「地域人づくり事業」を実施することにより、地域の事業所に就労する在職者の処遇改善を図ることを目的とする。

(事業の実施機関)

第2条 本事業は、各「地域雇用創出活力会議」を所管する広域振興局が実施するものとする。ただし、乙訓地域の事業については、商工労働観光部人づくり推進課において実施する。

(事業内容)

第3条 本事業は、各地域の課題を踏まえ、各地域の事業者の販路拡大・生産工程の見直し等による経営改善や従業員のスキルアップ・人材育成支援等により、在職者の処遇改善を図る事業を委託するものとする。ただし、本事業は、平成26年度2月補正予算及び平成27年度京都府当初予算を活用して実施する事業であるため、京都府議会において当該予算が議決されない場合は、事業の採択及び委託契約の締結は行わないものとする。

2 本事業の委託内容は、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 各地域内に事業所（支店、営業所等を含む。）を置く事業者が、当該事業所で雇用している在職者の処遇改善を図るために取り組む事業
- (2) 事業者が、各地域に事業所（支店、営業所等を含む。）を置く他の企業等が雇用している在職者の処遇改善を支援する事業

3 本事業で委託する処遇改善の取組は、以下のいずれかに該当するものとし、複数の取組を実施することも可能とする。

- (1) 事業者の販路拡大等の支援や幹部人材・グローバル人材の育成等を通じて、在職者の賃金（賞与等を含む。）の引き上げを図る取組
- (2) 非正規雇用労働者へのスキルアップ支援や事業者の販路拡大等の支援により、非正規雇用労働者の正規雇用（雇用期間の定めのない雇用契約をいう。）化への転換を図る取組
- (3) 在職者の定着支援等を通じて定着率の向上を図る取組
- (4) その他、福利厚生充実により、在職者の実質的な収入増を図る取組

(事業者の要件)

第4条 事業者の対象は、前条第2項に規定する内容を提案する民間企業や特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、その他の法人又は法人以外の団体等とする。

2 前項の規定に関わらず、以下の要件のいずれかに該当する場合は、事業者の対象としない。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党などを推薦し、支持し又は反対する目的の団体である場合
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役員等（事業者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表をいう。）を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者である場合

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者である場合

(4) 本事業を的確に遂行できる能力を有しないと認められる者である場合
（総勘定元帳等の会計関係帳簿類や労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、社会保険等手続書類等の労働関係帳簿類を整備していない場合等）

(5) 応募の日から起算して6箇月前の日から応募の日までの間に、雇用する労働者を事業者の都合により解雇（勧奨退職等を含む。）した場合

(6) 地方税、消費税、地方消費税又は社会保険料等の滞納がある場合

(7) 労働関係法令の違反により労働行政機関等から指導・勧告を受け、是正が図られていない場合

（事業期間）

第5条 本事業の事業期間は、委託契約締結の日から、原則として平成27年12月31日までとする。ただし、処遇改善を図るための事業の実施が、事業者都合によらず、平成28年1月から平成28年3月までの期間に行う必要がある場合は、当該事業の実施を必要とする期間までとする。

（対象経費）

第6条 次の各号に掲げる事業の対象経費は、当該各号に掲げる経費とする。

(1) 第3条第2項第1号に掲げる事業 処遇改善を図るために必要な専門家等へのコンサルタント料や謝金・旅費、生産能力の向上や生産工程の見直し及び在職者のスキルアップ等に必要研修に要する費用、販路拡大のための展示会・商談会開催費用等

(2) 第3条第2項第2号に掲げる事業 前号の経費に加え、事業者の既存社員が事業に従事する時間相当分の人件費・旅費及び事業者が事業を円滑に実施するために必要となるPR経費や事務所等の賃借料等

2 本事業においては、事業の実施に当たって新規雇用する失業者の人件費は対象経費としないものとする。

（委託契約の締結）

第7条 京都府と事業者との委託契約の締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）、国要領等の諸規定に従うものとする。

2 契約に当たっては、予算状況等を考慮し、事業規模・内容等を府と提案者との間で調整できるものとする。

（事業の実施）

第8条 事業者は、受託事業の実施に当たっては、契約書及び仕様書に従い行わなければならない。

2 事業者は、受託事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託事業の一部の処理に当たって、専門的な技術・ノウハウを必要とする場合に、あらかじめ、再委託について京都府の承諾を得た場合は、この限りではない。

3 事業の再委託が必要な場合は、事業者は、事前に京都府に対して再委託承諾申請書（様

式1)により申請し、その承諾を受けなければならない。

- 4 京都府は、前項の規定による承諾をした場合には、事業者に再委託承諾書（様式2）を交付しなければならない。
- 5 事業者は、受託事業を完了した場合は、事業実績報告書（様式3）を京都府に提出しなければならない。

（責務）

- 第9条** 事業者は、定期的に受託事業の進捗状況を京都府に報告するとともに、受託事業により得られた情報等については、受託事業終了後も守秘義務を遵守しなければならない。
- 2 京都府は、必要に応じ事業者に対し委託事業の進捗状況の報告を求めることができるものとし、事業者は、京都府から報告を求められたときは、受託事業の説明や必要な資料の提出等について、誠実かつ速やかに対応しなければならない。

附 則

この要領は、平成27年2月10日から施行する。